02-2 畜産農業職種(養鶏)

2011.12.26 作業の定義 採卵用鶏(うずら、アヒル等は除く。)の飼養(しよう)及び採卵作業をいう。 必須作業として次の(1)及び(2)の作業をすべて行う。 (1)養鶏 ①個体の取扱い作業 1.鶏の断嘴(だんし:鶏どうしの尻つつきや羽食い等の防止のため、嘴の先端を切り落とすこと。)作業 ②個体の観察作業 1.鶏の種類の識別作業 2.異常鶏の識別作業 3.鶏体の構造識別作業 ③飼養管理作業 1.飼料原料(副原料を含む。)の識別作業 ④生産物の取扱い作業 必須作業(移行 対象職種•作業 1.鶏卵の選別作業 で必ず行う作 ⑤安全衛生作業 業) 1.消毒液の取扱い作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③畜産農業職種に必要な整理整頓作業 ④畜産農業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 × ⑤保護具等の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 (1)関連作業 ①肉用鶏生産作業 ②飼料給与作業 ③堆肥生産作業 関連作業、周辺 4)飼料生産作業 作業(上記必須 ⑤畜舎清掃作業 作業に関連する ⑥施設、設備保守・点検作業 |技能等の修得| (2)周辺作業 に係る作業等で ①生産物の構内運搬作業 該当するものを ②梱包・出荷作業 選択すること。) ③施設、設備整備作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ ①から③を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 **①素畜** 使用する素材 1.採卵鶏及びその卵 (材料)(該当す ②使用水(家畜の飲料水) るものを選択す ③養鶏用飼料 ること。) ④敷料〔しきりょう:家畜が横臥する場所を柔らかく暖かくし、排泄物の水分を吸収するために敷くもの。藁(わら)、鋸屑(のこぎりくず)等。〕 ⑤各種薬品 必要に応じて使用すること。 ①耕うん整地栽植・管理用具 1.フォーク 2.レーキ 3.熊手(くまで:ガーデンクリーナ) 5.農薬噴霧器[農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用] ②測定器 1.温度計 2.湿度計 3.計量器 3雑用具 1.かけや 2.篩(ふるい) 3.砥石 使用する機械、 4)農業用機械 設備、器工具等 1.トラクタ (該当するもの 2.バックホー を選択するこ 5農業用移動・運搬機械 (ەح 1.フォークリフト 2.ショベルローダ(フォークローダ) 3.ダンプカー 4.トラック ⑥施設、設備 1.鶏舎 2.給餌機 3.換気装置 4.糞尿処理装置 5.給水装置 6.洗浄装置 7.消毒装置 8.排水装置 9.照明装置

10.鶏卵選別包装設備(GPセンター)

生産物の例	1.採卵鶏 2.鶏卵
移行対象職種・ 作業とはならな い作業例	1.耕種農業作業 2.競馬馬の飼養作業 3.家畜仲買商が行う一時的な飼養作業 4.実験用動物飼育作業 5.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合